



7 総 第 1 2 1 5 号
令和 7 年 1 月 21 日

亀岡市議会議長
小川克己様

亀岡市長 桂川孝裕

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

報告第 1 号 損害賠償額の決定について